



足立区パラスポーツアクションプラン

足立区 地域のちから推進部
生涯学習支援室 スポーツ振興課
【令和7年9月】

目次

第1章 アクションプランの考え方

1	本プランの位置づけ	・ ・ ・ 1
2	パラスポーツの定義	・ ・ ・ 2
3	目指す将来の姿	・ ・ ・ 2
4	計画期間	・ ・ ・ 3
5	計画の見直し	・ ・ ・ 3
6	進捗管理	・ ・ ・ 3
7	推進体制	・ ・ ・ 4

第2章 現状と課題

1	これまでと現在の取り組み	・ ・ ・ 7
2	課題と要因	・ ・ ・ 9

第3章 施策展開

1	施策体系	・ ・ 1 1
2	各施策	・ ・ 1 3
3	各事業詳細	・ ・ 1 7

第4章 資料編

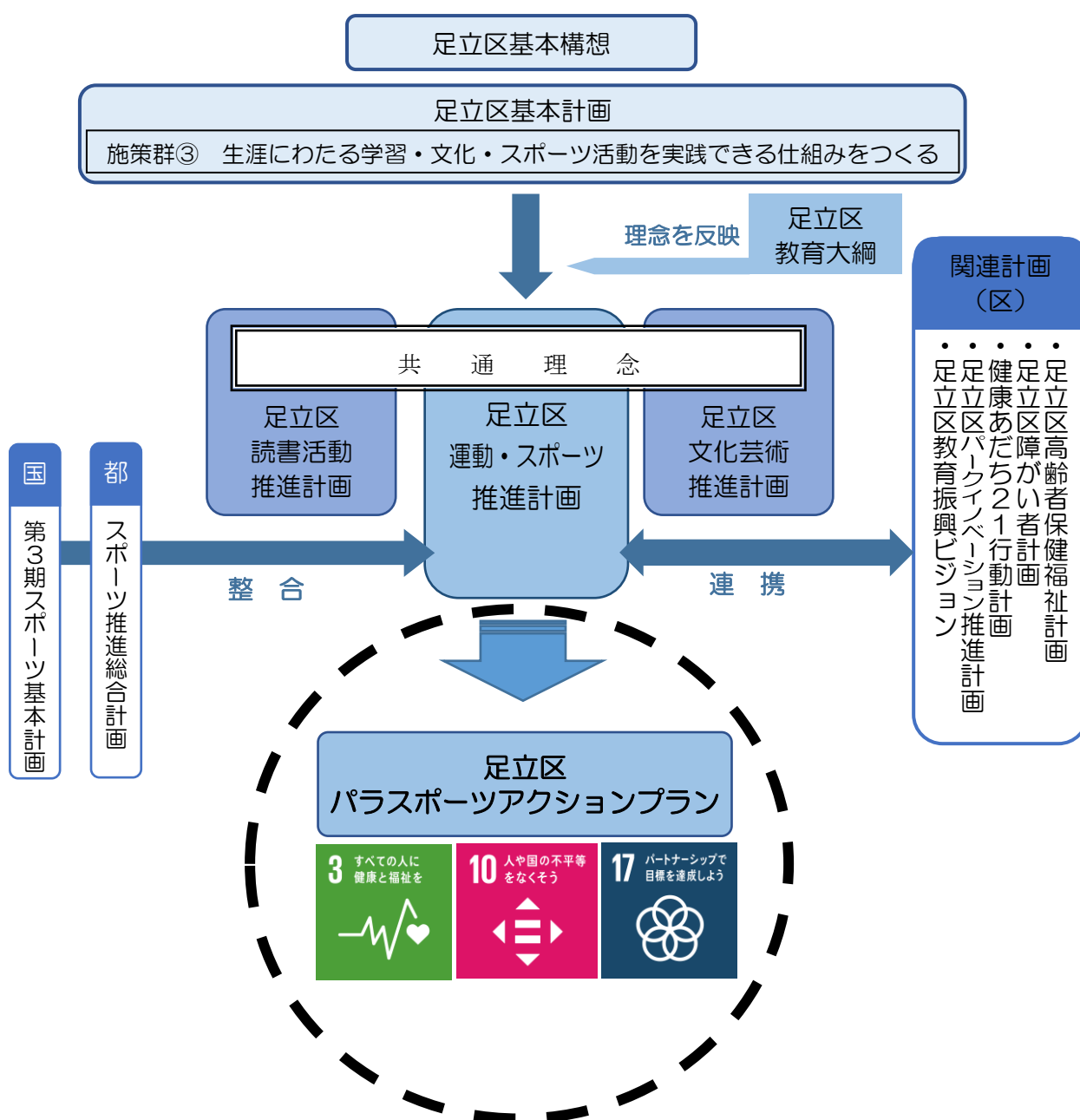
1	関係法令	・ ・ 3 3
2	関連する国等の動向	・ ・ 3 4
3	区のスポーツ施設	・ ・ 3 6
4	アクションプラン策定の経緯	・ ・ 3 7

第1章 アクションプランの考え方

1 本プランの位置づけ

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、区の最上位計画である「足立区基本構想」「足立区基本計画」を踏まえ、「足立区運動・スポーツ推進計画」と一体的に取り組んでいきます。

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、「足立区基本計画」に示したSDGs 17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。



2 パラスポーツの定義

本アクションプランでは、パラスポーツを下記のとおり定義します。

- (1) 一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫しているスポーツ
 - (2) 障がいのある人のために考案されたスポーツ
 - (3) 障がいの有無に関わらず共に楽しめるスポーツ
(障がいのある人もない人も共に実践して楽しめるスポーツとして発展していく可能性を秘めているスポーツ)
- (出典：公益財団法人日本パラスポーツ協会「2030年ビジョン」)

【参考：スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方】

「スポーツ」には、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。

(出典：文部科学省 第3期スポーツ基本計画)

3 目指す将来の姿

パラスポーツアクションプランの実践により、以下の目標が達成されている共生社会の実現を目指します。

- (1) 誰もがパラスポーツを楽しんでいる。
- (2) パラスポーツを行う場が整っている。
- (3) パラスポーツを支援する人材が確保されている。
- (4) 様々な主体が連携し、パラスポーツ活動を推進している。
- (5) パラスポーツの普及を通じて障がいについての理解が広がっている。

4 計画期間

令和7年度から令和9年度までの3年間を計画期間として、障がいのある方の運動・スポーツ活動の推進に取り組んでいきます。

	6	7	8	9	10
足立区基本構想 ※30年後を見据えて策定					
足立区基本計画					
足立区文化芸術推進計画					
足立区読書活動推進計画					
足立区運動・スポーツ推進計画					
足立区パラスポーツアクションプラン					

5 計画の見直し

令和8年度に上位計画である「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しを行うため、上位計画の改定を踏まえ、翌令和9年度に本アクションプランを見直します。

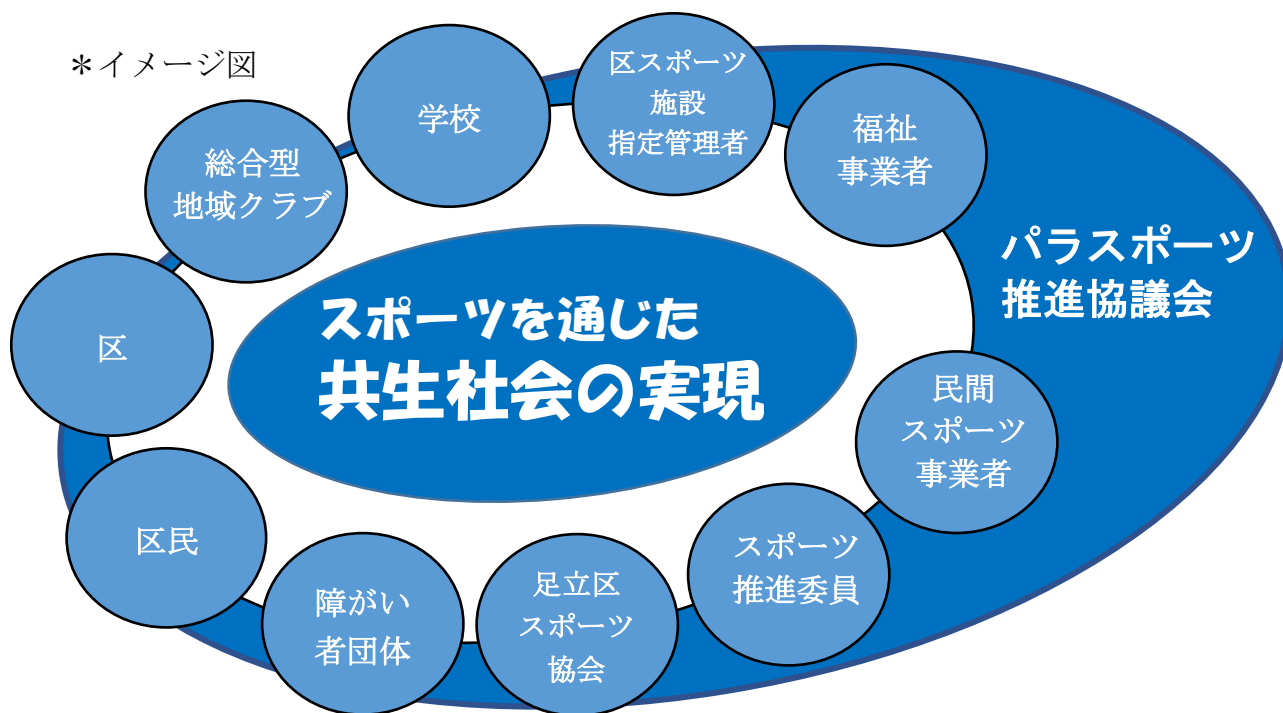
令和9年度以降については、上位計画である「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しに合わせて、「事業内容」「重点事業」「目標値」などの施策の見直しを行います。

6 進捗管理

パラスポーツ推進協議会場で、「区」「スポーツ関係団体」「福祉事業者」等が年に1回本アクションプランに記載された役割や施策等の活動状況を報告し合い、本プランの進捗状況を共有します。

7 推進体制

アクションプランの推進にあたっては、障がい特性に応じた運動・スポーツとのかかわりを踏まえつつ、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。各主体の各々の役割は以下のとおりです。



(1) 各主体の役割

パラスポーツ推進協議会

ア 障がい福祉分野の方や地域の運動・スポーツを支える団体の方、障がい当事者、学識経験者などが専門的知識を持ち寄り、障がいのある方が運動・スポーツをより楽しめる方策を協議し、アクションプランの目指す将来の姿の実現に向けて施策を推進

区

- ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことのできる機会を提供
- イ 運動・スポーツに取り組める場づくり、運動・スポーツをささえる人材の育成
- ウ パラスポーツ推進協議会の運営を通し、パラスポーツ活動の体制を構築・推進

区民

- ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを楽しむ中で、障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に寄与

【参考】

障害者基本法第8条では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨定めている。（内閣府：平成29年版 障害者白書より）

スポーツ協会

- ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、様々な方が幅広く運動・スポーツに取り組む機会を得られるよう加盟団体への普及啓発

スポーツ推進委員

- ア 様々なパラスポーツの競技内容を理解し体験会等を実施
- イ 初級パラスポーツ指導員資格を取得し、障がいのある方の運動・スポーツの活動を支援

総合型地域クラブ

- ア パラスポーツの普及啓発のためパラスポーツを実施する機会を提供
- イ 障がいのある方及びパラスポーツの理解を深め、障がいのある方が一緒に運動・スポーツを楽しめる機会を提供

学校

- ア 障がいのある方の理解が広がるよう、地域住民等と交流する機会を提供
- イ 障がいのある方が楽しめる運動・スポーツの情報を保護者等へ発信
- ウ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進

指定管理者・民間スポーツ事業者

- ア 障がいのある方が運動・スポーツをできる場を提供
- イ 活動で得た知見を各主体に提供し、障がいのある方が運動・スポーツに取り組める指導員を育成

福祉事業者

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、各主体との交流や連携ができるような機会を提供
- イ 他の主体から得た運動・スポーツに関する情報を障がい者の家族等へ発信

障がい者団体

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、障がいに関する情報を他の主体と共有
- イ 他の主体から得た運動・スポーツに関する情報を会員等へ発信